

周南市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

周南市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年周南市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名中「空き家等」を「空家等」に、「適正管理」を「適切な管理」に改める。

第1条の見出し中「目的」を「趣旨」に改め、同条中「空き家等の管理の適正化」を「空家等の適切な管理」に、「寄与することを目的」を「寄与するため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条中「、次の各号に掲げる」を「使用する」に、「それぞれ当該各号に定めるところ」を「法において使用する用語の例」に改め、同条各号を削る。

第3条中「空き家等」を「空家等」に、「当該空き家等」を「当該空家等」に、「管理不全な状態」を「特定空家等」に、「適正な管理を」を「適切に管理」に改める。

第4条中「市民」を「市民等（市内に居住する者、滞在する者、通勤する者、通学する者等をいう。）」に、「管理不全な状態にある」を「特定空家等」に、「空き家等」を「空家等」に改める。

第5条から第9条までを削る。

第10条中「前条第1項」を「法第14条第3項」に改め、同条第2号中「空き家等」を「空家等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第10条を第5条とする。

第11条を削る。

第12条中「第5条第1項に規定する実態調査」を「法第9条第1項又は第2項に規定する調査」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(空家等審議会)

第7条 個々の空家等についての特定空家等の判定及び個々の特定空家等に対する第5条の規定による公表又は法第14条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、同条第9項の規定による代執行若しくは同条第10項の規定による略式の代執行について審議するため、周南市空家等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

4 審議会の組織及び運営については、規則で定める。

第13条中「管理不全な状態にある空き家等」を「特定空家等」に、「当該空き家等」を「当該空家等」に、「管理不全な状態である」を「適切に管理されていない」に改め、同条を第8条とし、第14条を第9条とする。

## 附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(参考)

周南市空き家等の適正管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
周南市空き家等の <u>適正管理</u> に関する条例  (目的) <p>第1条 この条例は、<u>空き家等の管理の適正化</u>を図ることにより、地域住民の生活環境の保全及び安心安全な生活の確保を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。</p>	周南市空家等の <u>適切な管理</u> に関する条例  (趣旨) <p>第1条 この条例は、<u>空家等の適切な管理</u>を図ることにより、地域住民の生活環境の保全及び安心安全な生活の確保を図り、もって公共の福祉に<u>寄与するため、空家等対策の推進に関する特別措置法</u>（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
(定義) <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物（以下「建築物等」という。）で、常時無人の状態にあるものをいう。</p> <p>(2) 管理不全な状態 次のいずれかに掲げる状態をいう。 ア 老朽化又は自然災害のため、建築物等が倒壊し、又は建築材が飛散することによって、人の生命、身体又は財</p>	(定義) <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p>

現行	改正案
<p><u>産に被害を与えるおそれがある状態</u></p> <p><u>イ 不特定の者が侵入することにより火災又は犯罪が誘発されるおそれのある状態</u></p>	
<p><u>(3) 所有者等 建築物等を所有し、占有し、又は管理すべき者をいう。</u></p> <p><u>(4) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。</u></p>	
<p>(所有者等の責務)</p>	
<p>第3条 <u>空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないように、自らの責任において適正な管理をしなければならない。</u></p>	<p>第3条 <u>空家等の所有者等は、当該空家等が特定空家等にならないように、自らの責任において適切に管理しなければならない。</u></p>
<p>(情報の提供)</p>	
<p>第4条 <u>市民は、管理不全な状態にあると認められる空き家等があるときは、市長に対し、その情報を提供することができる。</u></p>	<p>第4条 <u>市民等（市内に居住する者、滞在する者、通勤する者、通学する者等をいう。）は、特定空家等と認められる空家等があるときは、市長に対し、その情報を提供することができる。</u></p>
<p>(実態調査)</p>	

現行	改正案
<p><u>第5条 市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は適正な管理が行われていない空き家等があると認めるときは、当該空き家等の実態調査を行うことができる。</u></p>	
<p><u>2 市長は、前項に規定する実態調査において、必要があると認めるときは、職員に当該空き家等及びその敷地に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。ただし、その建物内に立ち入るときは、あらかじめ、所有者等の承諾を得なければならない。</u></p>	
<p><u>3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときには、これを提示しなければならない。</u></p>	
<p><u>4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u></p>	
<p><u>(助言又は指導)</u></p>	
<p><u>第6条 市長は、前条に定める実態調査により、空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、空き家等の適正な管理について助言又は指導を行うことができる。</u></p>	
<p><u>(勧告)</u></p>	

現行	改正案
<p><u>第7条 市長は、前条に規定する助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態にあるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</u></p>	
<p><u>(空き家等審議会)</u></p>	
<p><u>第8条 市長は、前条の規定により勧告することについて意見を求めるため、周南市空き家等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</u></p>	
<p><u>2 審議会は、市長の諮問に応じ、個々の管理不全な状態にある空き家等の状況及び必要な措置について審議する。</u></p>	
<p><u>3 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。</u></p>	
<p><u>4 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</u></p>	
<p><u>(命令)</u></p>	
<p><u>第9条 市長は、空き家等の所有者等が第7条の規定による勧告に応じないときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。</u></p>	
<p><u>2 市長は、前項の規定により命令するときは、当該命令に係</u></p>	

現行	改正案
<p><u>る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。</u></p>	
<p>(公表)</p>	
<p><u>第10条 市長は、前条第1項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</u></p>	<p><u>第5条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</u></p>
<p>(1) (略)</p>	
<p>(2) 命令の対象である<u>空き家等</u>の所在地</p>	<p>(2) 命令の対象である<u>空家等</u>の所在地</p>
<p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>（代執行）</p>	<p><u>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</u></p>
<p><u>第11条 市長は、第9条第1項の規定による命令を受けた者（以下「義務者」という。）が、当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収す</u></p>	

現行	改正案
<p><u>ることができる。</u></p> <p>(協力要請)</p> <p><u>第12条</u> 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、市の機関若しくは組織、又は市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対して、<u>第5条第1項に規定する実態調査</u>に必要な情報の提供その他の協力を要請することができる。</p>	<p>(協力要請)</p> <p><u>第6条</u> 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、市の機関若しくは組織、又は市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対して、<u>法第9条第1項又は第2項に規定する調査</u>に必要な情報の提供その他の協力を要請することができる。</p>
<p><u>(空家等審議会)</u></p> <p><u>第7条</u> <u>個々の空家等についての特定空家等の判定及び個々の特定空家等に対する第5条の規定による公表又は法第14条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、同条第9項の規定による代執行若しくは同条第10項の規定による略式の代執行について審議するため、周南市空家等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</u></p> <p>2 <u>審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。</u></p> <p>3 <u>委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</u></p> <p>4 <u>審議会の組織及び運営については、規則で定める。</u></p>	

現行	改正案
<p>(自主的な解決との関係)</p> <p><u>第13条</u> この条例の規定は、<u>管理不全な状態にある空き家等の所有者等と当該空き家等が管理不全な状態であること</u>により被害を受けるおそれがある者との間で、双方の合意により自主的に解決を図ることを妨げない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p>	<p>(自主的な解決との関係)</p> <p><u>第8条</u> この条例の規定は、<u>特定空家等の所有者等と当該空家等が適切に管理されていないこと</u>により被害を受けるおそれがある者との間で、双方の合意により自主的に解決を図ることを妨げない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p>